現 行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等) 「に係るもの(以下この条において「証券投資信託を除く。)のに係るもの(以下この条において「証券投資信託を除く。)のに係るもの(以下この条において「証券投資信託を除く。)のに係るもの(以下この条において「証券投資信託を除く。)のに係るをで証券投資信託の収益の分配に係る配当等で証券投資信託の収益の分配に係るで、以後に国内に切り百分の十五の税率を適用して所得税を課するべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課するべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課するでき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課するできる配当等で証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

るべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。 地のに限る。)の受益証券の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一 で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき公募国外証券投資信託の配当等」という。)につき、国内に で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受 で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受 で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受 で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受 で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受 で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受 で第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受 で第二十四条第一 を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。 は、その支払を受ける場合には、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。)につき、国内に で第二十四条第一

一 公募国外証券投資信託の配当等 百分の十五

二 公募国外証券投資信託の配当等以外の国外証券投資信託の配当等

百分の二十

3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる |

適用して所得税を課する。 等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当ないの配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者で政令で定めおいて支払われるものに限る。以下この条において「国外証券投資信託

るべき金額について百分の十五の税率を適用して所得税を課する。の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につき、国内における支払の取扱者を通じの条において同じ。)は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべの条において同じ。)は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべの無法人(所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人を除く。以下こ

2

| 3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる

付しなければならない 税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納 配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得 きは、その額を加算した金額) の配当等である場合において、 又は内国法人に当該国外証券投資信託の配当等の交付をする際、 国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者 付をする金額 (当該国外証券投資信託の配当等が公募国外証券投資信託 次項に規定する外国所得税の額があると に前項各号に掲げる国外証券投資信託の その交

4 るときは、 条第一項に規定する外国所得税(政令で定めるものを含む。 証券投資信託の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五 前二項の場合において、 次に定めるところによる。 居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外)の額があ

4

得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。 として当該所得税の額から控除するものとし、 付すべき当該公募国外証券投資信託の配当等に係る所得税の額を限度 ある場合には、 当該国外証券投資信託の配当等が公募国外証券投資信託の配当等で 当該外国所得税の額は、 前項の規定により徴収して納 当該居住者に対する所

Iţ

相当する金額を控除した後の金額とする。 額は、当該国外証券投資信託の配当等の額から当該外国所得税の額に 資信託の配当等である場合には、 当該国外証券投資信託の配当等が第二項第二号に掲げる国外証券投 同項に規定する支払を受けるべき金

5 (略)

6 5

(略)

第二項第二号に掲げる国外証券投資信託の配当等につき第三項の規定

収し ければならない 加算した金額)に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴 国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者 付をする金額(次項に規定する外国所得税の額があるときは、 又は内国法人に当該国外証券投資信託の配当等の交付をする際 その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しな その額を その交

当該居住者に対する同条の規定の適用については、 課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税(政令で定め 税の額を限度として当該所得税の額から控除する。 定により徴収して納付すべき当該国外証券投資信託の配当等に係る所得 るものを含む。 人が支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に 前項の場合において、 ないものとする。 の額があるときは、 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国 当該外国所得税の額は、 当該外国所得税の この場合において、 前項の規

- に規定する支払を受けるべき金額とみなす。 付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第一号 当該国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者から交
- 項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。二当該国外証券投資信託の配当等については、これを第八条の六第一
- 四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第7 前二項に定めるもののほか、国外証券投資信託の配当等に係る所得税 6

項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第四前項に定めるもののほか、国外証券投資信託の配当等に係る所得税法

(特定証券投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等)

、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有号)第二条第十一項に規定する証券投資法人(その規約に同条第十五項に規定する投資主の請求により同条第十三項に規定する投資口(以下この条において「投資口」という。)の払戻しをする旨が定められておりの条において「投資口」という。)の払戻しをする旨が定められておりの条において「投資口」という。)の払戻しをする旨が定められておりで規定する投資工具に規定する配当等で証券第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内におい

対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

「以下この条において「特定証券投資法人」という。)から支払を受けるべき金額ににいかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるものこの条において「特定証券投資法人」という。)から支払を受けるものの規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるものこの条において「特定証券投資法人」という。)から支払を受けるものが過ごするものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下

- の二十の税率は、百分の十五の税率とする。 は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分4 特定証券投資法人の投資口の配当等に対する所得税法第百八十二条又
- 者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条第一項及5 特定証券投資法人の投資口の配当等の支払を受ける居住者又は非居住

に係る部分の規定は、適用しない。び第二百二十五条第一項のうち当該特定証券投資法人の投資口の配当等

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第八条の五 二条第一項の規定は、 税を課する。この場合において、当該配当所得については、同法第九十 配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法第二十二条及び 内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得については、当該 納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後において当該 の他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を経由して 配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨そ において「配当等」という。)の支払を受けるべき場合において、 項に規定する配当等(証券投資信託の収益の分配に係るもの及び前条第 第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し 項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等を除く。以下この条 その支払を受けるべき金額に対し百分の三十五の税率を適用して所得 年一月一日以後に国内において内国法人から所得税法第二十四条第一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十 適用しない。 当該

人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人にあつては、)においてその内国法人の発行済株式(証券投資信託及び証券投資法分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日法第二十五条第一項又は第二項の規定により利益の配当又は剰余金のその者がその配当等に係る事業年度終了の日(当該配当等が所得税

、株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税)

第八条の四 Ιţ いて当該内国法人から支払を受けるべき配当等に係る配当所得について 経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の日後にお する旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該内国法人を 法第九十二条第一項の規定は、適用しない と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の三十五の税率を適用 二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、 ζ 下この条において「配当等」という。)の支払を受けるべき場合におい 項に規定する配当等(証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。 して所得税を課する。 一年一月一日以後に国内において内国法人から所得税法第二十四条第 当該配当等が次に掲げる配当等に該当する場合を除き、同法第二十 当該配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようと 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、 この場合において、当該配当所得については、 昭和六十 他の所得 以 同

以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合において、当分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日法第二十五条第一項又は第二項の規定により利益の配当又は剰余金のその者がその配当等に係る事業年度終了の日(当該配当等が所得税

第九条 2 . 第八条の六 2 7 信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(第八条の二第一 二 (略) (確定申告を要しない配当所得) (配当控除の特例) となつた期間が一年以上であるときは、十万円)以下であるもの から一回に支払を受けるべき金額が五万円 (当該配当等の計算の基礎 資口の配当等を除く。以下この号において同じ。) で、当該内国法人 に係る配当等及び第八条の四第一項に規定する特定証券投資法人の投 の分配に係る配当等その他の政令で定める証券投資信託の収益の分配 る証券投資信託の収益の分配に係る配当等、 出資を有する場合において、当該内国法人から支払を受けるべき配当 数又は金額の株式(投資口を含む。 号において同じ。 発行済みの投資口 (同条第十三項に規定する投資口をいう。以下この (略) 内国法人から支払を受けるべき配当等 (第八条の二第一項に規定す 個人の平成七年以後の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資 (略) (略) (略))) の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する 以下この章において同じ。 特定株式投資信託の収益) 又は 第九条 2 . 第八条の五 2 7 信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、 (配当控除の特例) (確定申告を要しない配当所得) なつた期間が一年以上であるときは、十万円) 以下であるもの ら一回に支払を受けるべき金額が五万円(当該配当等の計算の基礎と 該内国法人から支払を受けるべき配当等 に係るものを除く。以下この号において同じ。)で、当該内国法人か (略) 内国法人から支払を受けるべき配当等 (証券投資信託の収益の分配 (略) 個人の平成七年以後の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資 (略) (略) (略)

規定は、適用しない。 ある場合には、当該配当所得については、 項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は第八条の三第 項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。 所得税法第九十二条第一項の <u>)</u>が

2 (略)

3

の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額)」と、 当所得の金額については百分の二・五を、 係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当 この項において「一般外貨建証券投資信託」という。 所得のうちに特定外貨建証券投資信託以外の外貨建証券投資信託(以下 外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託として政 中「係るもの」とあるのは「係るもの及び租税特別措置法第九条第三項 個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、 項において同じ。 資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。以下この 託のうち信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の 所得の金額のうち、 令で定めるもの (以下この項において「特定外貨建証券投資信託」とい て「外貨建証券投資信託」という。)のうち特に同条第三項に規定する とあるのは「計算した金額(当該証券投資信託の収益の分配に係る配当 (配当控除の特例)に規定する外貨建証券投資信託 (以下この項におい 個人の各年分の総所得金額のうちに外貨建証券投資信託(証券投資信)の収益の分配に係るもの」 当 該 の収益の分配に係る配当所得がある場合には、 一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配 Ļ 同項第一号ロ中「計算した金額」 その他の金額については百分 同項第二号口中「 の収益の分配に 同項 当該

> 当該配当所得については、 所得税法第九十二条第一項の規定は、 適用し

ない。

2

略)

額」とあるのは「計算した金額 課税総所得金額から千万円と当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配 資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額のうち、 投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投 益の分配に係る配当所得の金額については百分の一・二五を、当該証券 益の分配に係る配当所得の金額のうち当該一般外貨建証券投資信託の収 の金額を控除した金額が千万円を超えるときは、当該証券投資信託の収 所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額につい る金額については百分の一・二五を、 の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当す 当所得のうちに 配当所得のうちに一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 て計算した金額の合計額とする。 ては百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じ に係る配当所得の金額との合計額を控除した金額に相当する金額につい ては百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とし、 該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一 あるときは、 信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下で ある場合には、 合計額」とあるのは「合計額 五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当 当 該 その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資 一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得が 一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 (当該証券投資信託の収益の分配に係る配 (当該証券投資信託の収益の分配に係る ڔ その他の金額については百分の二 同項第三号ロ中「計算した金 当該課税総 般外貨建

うち、 それぞれ乗じて計算した金額の合計額)」とする。 については百分の一・二五を、 があるときは、 当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の その他の金額については百分の二・五を

4 外国法人」とあるのは、 場合における同法第九十二条第一項の規定の適用については、 べき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得がある 個人の各年分の総所得金額のうちに次に掲げる法人から支払を受ける 「 外国法人又は租税特別措置法第九条第四項各 同項中「 3

号(配当控除の特例)に掲げる法人」とする。

第 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律 号) 第二条第二項に規定する特定目的会社 (平成十年法律

する証券投資法人 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十 一項に規定

(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例)

第九条の二 (略)

2 { 4 (略)

5 場合には、 国外株式の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき 当該国外株式の配当等を有する居住者については、 次に定め

るところにより、 第八条の六の規定を適用する

当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受け

動化に関する法律(平成十年法律第 社」とする。 租税特別措置法第九条第三項(配当控除の特例)に規定する特定目的 定の適用については、 特定目的会社から支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定す る配当等に係る配当所得がある場合における同法第九十二条第一項の規 個人の各年分の総所得金額のうちに特定目的会社による特定資産の流 同項中「外国法人」とあるのは、 号) 第二条第二項に規定する 外国法人又は

(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例)

第九条の二 (略) (略)

2 { 4

5

よる。

場合における第八条の五の規定の適用については、 国外株式の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき 次に定めるところに

当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受け

(利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の	(利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の
	第九条の四川除
	子等又は配当等については、適用しない。
	当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利
	産である旨その他大蔵省令で定める事項の登載を受けている場合には、
	の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該証券投資法人の運用に係る資
	する利子等又は同法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者
	債等」という。) につき国内において所得税法第二十三条第一項に規定
	同運用信託、証券投資信託、株式又は出資(以下この条において「公社
	「証券投資法人」という。)がその資産として運用している公社債、合
	する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人 (以下この条において
	及び第二百十二条第三項の規定は、証券投資信託及び証券投資法人に関
第九条の三及び第九条の四川除	第九条の三の所得税法第七条第一項第四号、第百七十四条、第百七十五条
	(証券投資法人の運用財産に係る利子等の課税の特例)
6 (略)	6 (略)
に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。	に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。
二 当該国外株式の配当等については、これを第八条の五第一項第一号	二 当該国外株式の配当等については、これを第八条の六第一項第一号
規定する支払を受けるべき金額とみなす。	規定する支払を受けるべき金額とみなす。
除した後の金額)については、当該金額を第八条の五第一項第一号に	除した後の金額)については、当該金額を第八条の六第一項第一号に
るべき金額(第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控	るべき金額(第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控

不適用等)

第九条の六 額でこれらの者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令 恒久的施設を有する外国法人に対して交付がされたものとみなされる金 ものとみなされる金額(国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に だし、株式会社(上場会社等を除く。)から非居住者又は外国法人で当 五第一項並びに第八条の六第一項及び第二項の規定は、適用しない。 百六十九条、第百七十条、 されたものとみなされる金額については、同法第百六十四条第二項、 第一号に係る部分に限る。)の規定により、利益の配当の額とみなされ に対応する資本の金額 (当該金額がその消却に充てた利益の金額を超え 第四項の規定の適用がある場合を除く。) において、その消却した株式 で定める金額を除く。)については、この限りでない。 該株式会社と政令で定める特殊の関係のあるものに対して交付がされた る場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項(同項 第百七十九条、第百八十一条及び第二百十二条の規定並びに第八条の かつ、当該消却の時において当該株式会社からその株主に対し交付が 株式会社が利益をもつてする株式の消却を行つた場合(前条 第百七十四条、 第百七十五条、第百七十八条 第 た

2 (略)

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

る有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項元年四月一日以後に株式等の譲渡(証券取引法第二条第十三項に規定す第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成

不適用等)

第九条の六 だし、 四第一項並びに第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。 第一号に係る部分に限る。)の規定により、利益の配当の額とみなされ 額でこれらの者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令 恒久的施設を有する外国法人に対して交付がされたものとみなされる金 ものとみなされる金額(国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に 該株式会社と政令で定める特殊の関係のあるものに対して交付がされた 百六十九条、第百七十条、第百七十四条、 されたものとみなされる金額については、同法第百六十四条第二項、 る場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五条第二項 第四項の規定の適用がある場合を除く。) において、その消却した株式 で定める金額を除く。)については、この限りでない に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超え 第百七十九条、第百八十一条及び第二百十二条の規定並びに第八条の かつ、当該消却の時において当該株式会社からその株主に対し交付が 株式会社 (上場会社等を除く。) から非居住者又は外国法人で当 株式会社が利益をもつてする株式の消却を行つた場合 (前条 第百七十五条、第百七十八条 (同項

2 (略

株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

る有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項元年四月一日以後に株式等の譲渡(証券取引法第二条第十三項に規定す第三十七条の十(居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成)

。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合 当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。 あるときは、 において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額が 額 二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、 額として政令で定めるところにより計算した金額 (以下この条において 得等」という。 事業所得、 並びに次条において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による 渡所得等の金額 該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、 に第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当 渡所得を除く。 「 株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、株式等に係る譲 以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という 譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲 同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、 第四項、)については、 (第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十 第五項及び次条において「株式等に係る譲渡所 所得税法第二十二条及び第八十九条並び 譲渡所得の金額及び雑所得の金 その適用後の金

ものに限る。)の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券)の日」という。)においてこれらの株式をその取得をした日の翌日に規定する証券取引所に上場されている株式(当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日(以下この項及び次条第一項において「上た日その他の政令で定める日(以下この項及び次条第一項において「上に規定する証券取引所に上場されている株式(証券投資信託及び証券投資前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十一項

2

の金額 Ιţ 政令で定めるところにより計算した金額 (以下この条において「株式等 事業所得、 分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において 第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。 の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として 十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等 いう。) については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六 渡所得を除く。 並びに次条において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による の金額は生じなかつたものとみなす この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百 に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき 同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、 (第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から 譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲 第四項及び次条において「株式等に係る譲渡所得等」と 以下

の一に相当する金額とする。

いった相当する金額とする。)であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等による株式等が会社をいう。次条において同じ。)への売委託に基づくもの又は当該関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証業者(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に

ಕ್ಕ

て同じ。)への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限

当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする

)であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は

法律第五号) 第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。 次条におい

のとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。を含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するも3 前二項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るもの

3

| _ _ _ (略)

4 (略)

5 4

(略)

投資信託の

有する非居住者について当該私募証券投資信託の終了又は当該私募証券

部の解約によりその私募証券投資信託の受益証券を有する

私募証券投資信託の受益証券を有する居住者又は国内に恒久的施設を

私募証券投資信託について信託された金額 (所得税法第二条第一項第十

者に対して支払われる金額がある場合には、

当該金額については、

のとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。を含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するも前二項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るもの

| _ _ _ (略)

五

第三十七条の十五において同じ。) の受益証券特定株式投資信託 (第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう

、これを株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の金額を控除した金額)のうち当該受益証券に係る部分の金額までを限り同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち

し必要な事項は、政令で定める。 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用に関

規定を適用する

7 (略)

対する課税の特例) (恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に

号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及門。)が平成元年四月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令でに掲げる国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る譲渡所得等に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第三項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第三項に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第三項に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第三項に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第七項第五に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第七項第五に係る国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第七項第五に係る国内源泉所得の金額(第三十七条の十第七項第五に係る国内源泉所得の金額(以下この条により)が平成元を開発を表する。

は、政令で定める。 前三項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項

6 (略)

び。/ ドュ 戊元 甲四別 - 日人後 に寄にしてまる。 ファラに見て見るよう 大大の十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第百対する課税の特例) (恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に

号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及門に指げる国内源泉所得の金額(第四項において準用する第三十七条の十第六項第五に係る国内源泉所得の金額」という。)に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)に別では、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分しについては、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分しにのいては、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分しにのいては、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分しにのいては、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分しにのいては、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分しにのいては、同法第百六十五条の規定にあいわらず、他の所得と区分しにのいては、同法第百六十五条の規定にあいわらず、他の所得と区分しにのいては、同法第百六十五条の規定は、当該非居住者(所得税法第百六十五条の十二(国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第百六十五条の十二)国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第百六十五条の十二(国内に恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第百六十五条)

に相当する金額に相当する所得税を課する。び第八十七条の適用がある場合には、その適用後の金額)の百分の二十

2・3 (略)

4 第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得 の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等の譲 は「第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等 渡所得等の課税の特例) に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるの 渡に係る国内源泉所得の金額」という。)のうち譲渡所得に該当する部 に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲 あるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有し 場合において、同条第七項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」と み替えるものとする 等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読 七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条 のは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、 渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とある 分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項(株式等に係る譲 ない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)) の規定は、 第三十七条の十第四項及び第七項 (第一号、第二号及び第六号を除く 第一項の規定の適用がある場合において準用する。この 同項第五号中「第 4

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十七条の十三

(略)

に相当する金額に相当する所得税を課する。び第八十七条の適用がある場合には、その適用後の金額)の百分の二十

2・3 (略)

は「第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等 渡所得等の課税の特例) に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるの 場合において、同条第六項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」と 等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」 第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得 七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条 渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とある の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等の譲 分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項(株式等に係る譲 渡に係る国内源泉所得の金額」という。)のうち譲渡所得に該当する部 ない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例: あるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有し み替えるものとする。 のは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、 に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲) の規定は、 第三十七条の十第四項及び第六項 (第一号、第二号及び第六号を除く 第一項の規定の適用がある場合において準用する。この 同項第五号中「 -と読

第三十七条の十三 (略) (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

2~6 (略)

とあるのは、「計算した金額(第三十七条の十三第四項の規定の適用がを除く。)の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額(」7.第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十(同条第七項

8~10 (略)

ある場合には、

その適用後の金額。

」とする。

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項信託(公社債投資信託以外の証券投資信託にあつてはその設定に係る一 公社債(転換社債及び新株引受権付社債を除く。)並びに証券投資第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

より行われたものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。次号に集にあつては、当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるものに第一号に掲げる場合に該当するもの(当該受益証券の国外における募

る所得

債等」という。)の譲渡による所得

おいて同じ。) 及び貸付信託の受益証券 (次項第一号において「公社

二 (略)

の設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の「投資口」という。)の払戻しをする旨が定められており、かつ、そにより同条第十三項に規定する投資口(以下この項及び次項においてする証券投資法人(その規約に同条第十五項に規定する投資主の請求工業分別資法の証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定

2~6 (略)

ある場合には、その適用後の金額。」とする。とあるのは、「計算した金額(第三十七条の十三第四項の規定の適用がを除く。)の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額(」7 第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十(同条第六項

8 10 (略)

第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)

の受益証券(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡によ信託(特定株式投資信託を除く。次号において同じ。)及び貸付信託一 公社債(転換社債及び新株引受権付社債を除く。)並びに証券投資

一 (略)

(金融機関等の特定取引に係る課税の特例)	(金融機関等の特定取引に係る課税の特例)
3 · 4 (略)	3 • 4 (略)
	その不足額
	掲げる金額が当該投資口の取得に要した金額に満たない場合における
	の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に
	四の第三十七条の十第四項各号に規定する事由により特定証券投資法人
	の不足額
	の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるそ
	得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用
	三 特定証券投資法人の投資口の譲渡による収入金額が当該投資口の所
一·二 (略)	
なす。	なす。
2 次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみ	2 次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみ
	額を超える場合におけるその超える部分の金額
	を除く。次項第四号において同じ。)が当該投資口の取得に要した金
	掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額
	の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に
	四(第三十七条の十第四項各号に規定する事由により特定証券投資法人
	所得
	次項において「特定証券投資法人」という。) の投資口の譲渡による
	るものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。 次号及び
	募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当す

第六十七条の九 額とする。 及び第三十条第 又は同条第二十二号に規定する有価証券(第三項において「有価証券」 という。)において、当該各号の第二欄に掲げる特別の勘定に属するも 当該認可が有効である事業年度に限る。次項において「特例適用年度」 する認可を受けた日以後に開始する各事業年度 (その終了の時において 年度終了の時において有する当該資産の価額は、同法第二十九条第一項 という。)に該当するものに限る。)につき同法第二十二条第三項の規 のとして経理された当該各号の第三欄に掲げる資産 (法人税法第二条第 に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業 定により当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額 二十一号に規定する棚卸資産(第三項において「棚卸資産」という。) 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号に規定 一項の規定にかかわらず、当該各号の第四欄に掲げる価 第六十七条の九

する認可を受けた日以後に開始する各事業年度 (その終了の時において

次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号に規定

					_	
十七年法律第百八	用銀行法(昭和二	二第一項 (長期信	九号) 第十七条の	十六年法律第五十	銀行法 (昭和五	法人
			引勘定	する特定取	同項に規定	特別の勘定
この号において同	場合を含む。以下	において準用する	用銀行法第十七条	二第二項 (長期信	銀行法第十七条の	資産
				する時価	同項に規定	価 額
十七年法	用銀行法	二第一項	九号)第	十六年法	銀行法	法

<u> </u>			
法法	二第一頃 (長期信九号)第十七条の	上六手去聿第5十一 銀行法 (昭和五	法人
	引 落 物 深 知	する寺 区 規定	特別の勘定
て準用する場合を法第十一条におい	国法工	二第二頁、長明言銀行法第十七条の	資産
	S A A	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	価額

	2														
法人	(略)	する証券会社ニ条第九項に規定	可を受けた同法第	十三条第一項の認	五 証券取引法第五					けた銀行	じ。)の認可を受	この号において同	場合を含む。以下	において準用する	十七号)第十七条
取		定特定取引	に規定する	三条第一項	同法第五十	(略)									
3 I		省令で定める財産	他総理府令・大蔵	する有価証券その	同条第二項に規定	(略)						で定める財産	理府令・大蔵省令	有価証券その他総	じ。)に規定する
金額				する時価	同項に規定	(略)									
	2														
法人	(略)	する証券会社ニ条第九項に規定	可を受けた同法第	十六条第一項の認	五 証券取引法第五		認可を受けた銀行	おいて同じ。)の	む。以下この号に	準用する場合を含	第十一条において	法律第六十七号)	法 (昭和二十九年	及び外国為替銀行	十七号)第十七条
取		定特定取引	に規定する	六条第一項	同法第五十	(略)									
3 I		省令で定める財産	他総理府令・大蔵	する有価証券その	同条第二項に規定	(略)				る財産	・大蔵省令で定め	券その他総理府令	に規定する有価証	において同じ。)	含む。以下この号
額				する時価	同項に規定	(略)									

		益の配当とみなさ 対 が支払う証券投 が 支払う証券投 が 支払う証券 投 の配当から	宗の規定により利: の金銭の分配のう の金銭の分配のう。	成る部分の金額(法人税法第二十四条第六十七条の十五 証券投資法」という。の条において「証券投資法」という。で、証券投資法」という。の条において「証券投資法」という。
	. 4 (略)	3		3 · 4 (略)
定める特定取引 規定する総理府令・大蔵省令で 規定する総理府令・大蔵省令で	五 前項の表の第五 前項の表の第	額 又は損失相当 間項に規定す	定める特定取引規定する総理府令・大蔵省令で規定する総理府令・大蔵省令で	五号の第一欄に五号の第一欄に
(略)		(略)	(略)	二~四(略)
取引 東府令・大蔵省令で定める特定 において同じ。)に規定する総 において同じ。)に規定する総	掲げる銀行	額又は損失相当	定取引を含む。以下この準用する場合を含む。以下この準用する場合を含む。以下この	掲 げ る 銀 行
期信用銀行法第十七条及び外国 銀行法第十七条の二第三項(長	一号の第一欄に一前項の表の第一	る利益相当額同項に規定す	期信用銀行法第十七条において 銀行法第十七条の二第三項(長	一号の第一欄に

る利益相当額

同項に規定す

(略)

額

る利益相当額

又は損失相当

同項に規定す

額又は損失相当

金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得のれる金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。)で第二

- 次に掲げるすべての要件
- イ 証券投資法第百八十七条の登録を行つていること。
- ロ 次のいずれかに該当するものであること。
- において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの頭第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした投資口(項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項に規定する値証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同
- のみによつて所有されているもの 第一号に規定する適格機関投資家 (政令で定める法人を含む。)上の者によつて所有されているもの又は証券取引法第二条第三項上の書によって所有されているもの又は証券取引法第二条第三項
- 八 その他政令で定める要件
- 次に掲げるすべての要件
- イ 証券投資法第六十三条の規定に違反している事実がないこと。
- 口(その資産の運用に係る業務を証券投資法第百九十九条各号のいず
- 八一その資産の保管に係る業務を証券投資法第二百八条第二項各号の

れかの者に委託していること。

いずれかの者に委託していること。

- 同族会社に該当していないこと。 当該事業年度終了の時において法人税法第二条第十号に規定する
- を超えていること。
 能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額が当該事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の配当可
- 、その他政令で定める要件
- 資口は株式とみなす。法令の規定の適用については、証券投資法第二条第十三項に規定する投いて「証券投資法人」という。)に係る法人税法その他法人税に関する2 証券投資法第二条第十一項に規定する証券投資法人(以下この条にお
- る字句にそれぞれ読み替えるものとする。 欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ3 証券投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上

証券投資法人をいう	会社をいう	
いう。以下同じ。)		
項(定義)に規定する証券投資法人を		
六年法律第百九十八号)第二条第十一		
証券投資法人に関する法律(昭和二十		
その証券投資法人(証券投資信託及び	その会社	第二条第十号

証券投資法第八十四条第一項に規定する証券投資法人が証券投資法第	^另 八十四条第一	5 証券投資法等
とあるのは「当該法人(証券投資法人を除く。)」とする。	のるのは「当該	当該法人」とも
)を除く」と、第六十一条の四第一項中「	項において同じ。	条の四第一項に
関する法律第二条第第十一項に規定する証券投資法人をいう。第六十一	条第第十一項	関する法律第二
もの並びに証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に	の並びに証券投	あるのは「もの
項の規定の適用については、第五十七条の九第一項中「ものを除く」と	用については、	項の規定の適用
証券投資法人に対する第五十七条の九第一項及び第六十一条の四第一	人に対する第五	4 証券投資法-
適用しないで計算した所得の金額)		
券投資法人にあつては、同項の規定を		
課税の特例)の規定の適用を受ける証		
条の十五第一項(証券投資法人に係る		項
所得の金額 (租税特別措置法第六十七	所得の金額	第六十九条第
当該証券投資法人	当該会社	, Ij
証券投資法人が	会社が	第六十七条第
本(証券投資法人を除く。)若しくは資	若しくは資本	第六十六条第
受ける 一 内国法人(証券投資法人を除く。)が	内国法人が受	第二十三条第

一項の規定により付される時価とする。 「可の規定により付きれる時価とする。 「可の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損 第三項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損 第三項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損 での額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当 は、同法第二十二条第一項の規定により付きれる時価とする。)につき法人税法第二十二条 「可の規定により付きれる時価とする。」

- 業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。 アの時において証券投資法第百三十三条第二項に規定する特定取引で決済されたものとした場合に算定される利益の額又は損失の額に相当する金額として大蔵省令で定めるところにより計算した金額は、当該各事では、当該特定取引がその時において証券投資法第八十四条第一項に規定する証券投資法人が各事業年度終
- ないものとみなす。
 三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当し7 法人が証券投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第二十

8

とを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。細書の添付があり、かつ、同項第一号口に掲げる要件を満たしているこ申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に申合書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に申の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定

9

得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができ載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記

に関し必要な事項は、政令で定める。 他証券投資法人に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用の 前二項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用その

(証券取引法の一部改正に伴う有価証券取引税の特例)

第九十三条 証書」と、 号に掲げる証券若しくは証書」とあるのは「若しくは第一号から前号ま 同法第二条第一項第三号の二中「又は第一号から前号まで若しくは第七 る証券又は証書にあつては外国社債券 (外国法人の発行する証券又は証 法第二条第一項第三号に掲げる社債券と、第二号から第四号までに掲げ 書については、第一号に掲げる証券又は証書にあつては有価証券取引税 及び第十一号に掲げる証券又は証書のうち次の各号に掲げる証券又は証 で若しくは第七号に掲げる証券若しくは証書又は租税特別措置法(昭和 該社債券に含まれるものをいう。 書のうち同条第二項第一号に掲げる証券又は証書で同項の規定により当 三十二年法律第二十六号)第九十三条第一項各号に掲げる証券若しくは この場合における同法第二条及び第八条の規定の適用については、 同法の規定 (同法第七条の規定を除く。) 及び次条の規定を適用す 同項第八号中「又は前号に掲げる証券又は証書」とあるのは 証券取引法第二条第一項第八号から第十号まで、第十号の三 以下この条において同じ。)とみなし

(証券取引法の一部改正に伴う有価証券取引税の特例)

第九十三条 渡 して、 掲げる社債券と、第二号から第四号までに掲げる証券又は証書にあつて 掲げる証券又は証書にあつては有価証券取引税法第二条第一項第三号に する。この場合において、同法第八条の規定の適用については、 当該社債券に含まれるものをいう。以下この条において同じ。) とみな は外国社債券 (外国法人の発行する有価証券で同条第二項の規定により 券又は証書のうち次の各号に掲げる証券又は証書については、 の規定により社債券又は同項の外国社債券とみなされたものについては 「左に掲げる有価証券の譲渡」とあるのは、「左に掲げる有価証券の譲 政令で定めるものを除く。)」とする。 (租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第九十三条第一項 同法の規定 (同法第七条の規定を除く。) 及び次条の規定を適用 証券取引法第二条第一項第八号から第十一号までに掲げる証 第一号に

2	作者のことを担合作者のことがですが、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは
- 1とは、 6.独別度及が正券又計列度の女直のこのの関系去聿のを備等にら償還までの期間が短期であるものとして政令で定めるものの譲渡にこ	- 青羚スは小国土青羚にみなどのこうのうら、その老子から賞覆までのもの及び前項第四号に接ける証券又に証書で同項の規定によじ同項の名
2 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる証券又は証書で同項の規定に	2 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる証券又は証書、同項第九号に
四 (略)	四 (略)
	°
	る証券又は証書が同項第十号に掲げる証券又は証書であるものを含む
	の三に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示される権利に係
三 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる証券又は証書	三 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる証券又は証書 (同項第十号
	証書の性質を有するものを含む。)
	書が同項第九号に掲げる証券又は証書で同項第八号に掲げる証券又は
	証券又は証書で当該証券又は証書に表示される権利に係る証券又は証
る証券又は証書の性質を有するもの	に掲げる証券又は証書の性質を有するもの(同項第十号の三に掲げる
二 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる証券又は証書で前号に掲げ	二 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる証券又は証書で同項第八号
	°)
	る証券又は証書が同項第八号に掲げる証券又は証書であるものを含む
	の三に掲げる証券又は証書で当該証券又は証書に表示される権利に係
証券取引法第二条第一項第八号に掲げる証券又は証書	証券取引法第二条第一項第八号に掲げる証券又は証書 (同項第十号
	なされたものについては、政令で定めるものを除く。)」とする。
	措置法第九十三条第一項の規定により社債券又は同項の外国社債券とみ
	る有価証券の譲渡」とあるのは「左に掲げる有価証券の譲渡 (租税特別
	条第一項各号に掲げる証券若しくは証書」と、同法第八条中「左に掲げ
	岩しくは前号に掲げる証券若しくは証書又は租税特別措置法第九十三

2 第九十三条の二 五・六 二·三 (略) の間に行われるものに限り、 平成四年法律第八十七号) の施行の日から平成十一年三月三十一日まで 制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律 (期間が短期であるものとして政令で定めるものの譲渡については、金融 (有価証券取引税の税率の特例) (略) の万分の十 第一項第四号から第六号の三までに掲げる有価証券の譲渡 に規定する譲渡価額をいう。 において同じ。) の譲渡 第一項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。 第四号 第一項第四号から第六号の三までに掲げる有価証券(所得税法第二条 有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡のうち同法第二条 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち同法第二条 (略) (略) 有価証券取引税を課さない。 譲渡価額 (有価証券取引税法第九条第二項 以下この項において同じ。)の万分の六 譲渡価額 2 第九十三条の二 兀 五・六 (略) 三十一日までの間に行われるものに限り、有価証券取引税を課さない。 関する法律 (平成四年法律第八十七号) の施行の日から平成十一年三月 二・三 (略) 分の十 有価証券取引税の税率の特例) 第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡 定する譲渡価額をいう。以下この項において同じ。) の万分の六 項第十五号に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。 第四号にお 第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券 (所得税法第二条第 いて同じ。) の譲渡 (略) 有価証券取引税法第十条に規定する第二種の譲渡のうち同法第二条 有価証券取引税法第十条に規定する第一種の譲渡のうち同法第二条 (略) 譲渡価額 (有価証券取引税法第九条第二項に規 譲渡価額の万